



お子さんを養育しているかた、ひとり親家庭などのかた、 重度の障がいをお持ちのかたの医療費を助成します



医療費のうち保険が適用される診療が対象です。
加入している健康保険組合などから、高額療養費や附加給付金などが支給される場合はその分を除いた額を助成します。

▶ 受給資格対象者

こども医療費制度

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育しているかた

ひとり親家庭等医療費制度（所得制限あり）

ひとり親家庭などの18歳年度末までの児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）とその母（父）または養育者

重度心身障害者医療費制度（所得制限あり）

次のいずれかに該当するかた

- 1級～3級の身体障害者手帳をお持ちのかた
- ㊤～Bの療育手帳をお持ちのかた
- 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
- 65歳以上のかたで、埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けているかた

※初めて該当したときの年齢が65歳以上の場合は対象外

重度心身障害者医療費（精神通院医療費）制度（所得制限あり）

2級の精神障害者保健福祉手帳かつ自立支援医療（精神通院医療費）受給者証をお持ちのかた

※初めて該当したときの年齢が65歳以上の場合は対象外

申請方法

【県内の指定医療機関などの場合】

各福祉医療制度の受給資格証の提示で、医療費（一部負担金）の支払いが不要となります。

※重度心身障害者医療費（精神通院医療費）制度を受給されているかたは自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金のみ助成となります。

※後期高齢者医療保険加入者以外のかたで、ひと月の一部負担金がひと医療機関21,000円以上、70～75歳未満のかたは外来8,000円以上、入院15,000円以上の場合、または人工透析など長期高額疾病受給者で社会保険、国民健康保険加入者は一部負担金をお支払いいただけます。支払い後は指定医療機関以外の場合に準じた手続きを行ってください。

【指定医療機関以外の場合】

申請書に必要事項を記入し（月・医療機関ごと）、領収書欄に医療機関で証明を受けるか、医療機関が発行した領収書を添付のうえ、提出場所へ提出してください。

※医療機関により別途証明料を請求される場合があります。

提出場所

こども保育課、福祉課、東児童館、西児童館

問合せ

こども医療費制度、ひとり親家庭等医療費制度 ▶
こども保育課こども給付担当

重度心身障害者医療費制度、重度心身障害者医療費（精神通院医療費）制度 ▶福祉課障がい者福祉担当

集合狂犬病予防注射日程

毎年**4月1日～6月30日**に予防注射を受けましょう。

日にち	午前10時～11時	午後1時30分～2時30分
4月7日(火)	JA南彩 大山集出荷所	八幡公園
4月8日(水)	篠津久伊豆神社	勤労者体育センター駐輪場前
4月9日(木)	太田新井行政区集会所	保健福祉総合センター (はびすしらおか) 公用車駐車場

※天候により中止になる場合があります。

手数料

1頭 3,500円(予防注射にかかる費用及び注射済票交付手数料)

申し込み

当日、会場へ

持ち物

飼い犬の登録をされているかた ▶「集合狂犬病予防注射のお知らせ」はがき
飼い犬が未登録のかた ▶別途、新規登録手数料3,000円
※未登録のかたには、お知らせはがきは届きません。

その他

会場に来られない場合は、お知らせはがきを持参して動物病院で接種してください。
市外の動物病院で接種した場合は、「狂犬病予防注射済証」とお知らせはがきを環境課へ提出し、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

注射前後の注意

犬の体調が優れない場合は、体調が回復してから注射を受けてください。また、注射後に様子が変わる場合は、動物病院へ相談してください。



問合せ 環境課環境衛生担当